ふくしま県ＧＡＰ団体事務局用認証基準

ふくしま県ＧＡＰ認証制度実施要綱（以下、「要綱」という。）第３条２項に基づき、団体事務局用認証基準（以下、「基準」という。）を定める。

（認証の要件）

１　団体認証を受ける場合は、この基準にすべて適合しなければならない。

（団体の要件）

２　ふくしま県ＧＡＰ認証制度の団体認証を受けることができる団体（以下、「団体」という。）は、以下のとおりとする。

（１）団体は、ふくしま県ＧＡＰ認証を受けようとする複数生産者（以下、「生産者」という。）で構成される組織であり、構成員、代表者、事務局、意思決定方法、役割分担の定めがあること。

（２）団体の事務を行う団体事務局（以下、「事務局」という。）及びその責任者を置いていること。事務局責任者は要綱第３条第１項の認証基準及びこの基準を理解していること。

（３）生産者に指導・助言を行う体制があり、ふくしま県ＧＡＰの実践状況を取りまとめしていること。

（４）生産者に、認証基準、関係法令・国の通知等について必要な部分の情報を伝えていること。

（内部監査の実施）

３　団体として以下のとおり内部監査を実施していること。また、その記録を残していること。

（１）事務局責任者とは異なる内部監査の責任者を置いていること。内部監査責任者は、要綱第３条１項の認証基準及びこの基準を理解していること。

（２）現地審査前１年以内に全ての生産者に対して内部監査を実施していること。

（３）現地審査前１年以内に事務局に対して内部監査を実施していること。

（４）内部監査の結果は、代表者及び事務局責任者に通知されるととともに、不適合があった場合に是正措置が適正にとられていること。

（問題発生等に対する措置）

４　事故の発生や苦情等に対応する団体の定めがあり、適切に対応していること。また、その記録を残していること。

（その他）

５　この基準に定めるもののほか、必要な事項は農林水産部長が別に定める。

（附則）

　この基準は、平成２９年７月１１日から施行する。